

対馬市建設工事成績評定点通知実施要領

(目的)

第1条 この要領は、建設工事の工事成績評定点（以下「評定点」という。）の通知に関する事項を定めることにより、工事の適正かつ能率的な施工を確保し、工事に関する技術水準の向上に資するとともに、工事の品質の確保を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2条 評定点通知の対象とする工事は、当分の間、請負金額が500万円以上の工事とする。

(評定点の通知)

第3条 契約担任者は、完成検査後及び債務負担行為対象工事の年度未既済部分検査後、すみやかに当該工事の請負者に工事成績評定通知書（様式第2号）及び工事成績評定書（様式第3号）により通知するものとする。

なお、債務負担行為対象工事の完成検査後は、完成検査及び最終評定を通知するものとする。

また、再評定を行った場合は、工事成績再評定通知書（様式第6号）及び工事成績再評定書（様式第7号）により通知するものとする。

(説明請求)

第4条 前条の通知を受けた者は、通知を受けた日から14日以内（休日を含む）に評定点について説明を求めることができるものとする。

2 前項の規定により説明を求める場合は、工事成績評定結果説明資料請求書（様式第4号）によるものとする。

(説明請求の提出)

第5条 前条に規定する工事成績評定結果説明資料請求書の提出先は、検査職員とする。

(説明請求に対する回答)

第6条 契約担任者は、評定点について請負者から説明を求められた場合、工事成績評定結果説明資料請求に関する回答（様式第5号）より回答するものとする。

附 則

この要領は、平成17年6月1日から適用する。

この要領は、平成19年8月1日から適用する。

この要領は、平成20年8月1日から適用する。